

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 9 月 26 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

厚生年金保険関係 2 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600102 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600048 号

## 第 1 結論

昭和 58 年 12 月 12 日から昭和 59 年 11 月 29 日までの期間について、A 事業所における厚生年金保険被保険者資格又は B 組合員資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 12 月 12 日から昭和 59 年 11 月 29 日まで

私は、A 事業所に昭和 58 年 12 月 12 日に臨時職員として雇用され、昭和 59 年 6 月 1 日より 1 年間の嘱託職員として契約したが、結婚のため、昭和 59 年 11 月に退職した。

勤務していた際の年金の記録が無いが、A 事業所が保管していた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」(以下「資格取得確認通知書」という。)、  
「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」(以下「資格喪失確認通知書」という。)、  
「雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)」(以下「離職証明書」という。)及び「人事記録」を年金に加入していた証拠として提出するので、請求期間について厚生年金保険被保険者期間又は B 組合員期間として年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者及び A 事業所が提出した資格取得確認通知書、資格喪失確認通知書、離職証明書及び人事記録によると、請求者が請求期間において同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、前述の資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書の厚生年金保険に係る欄及び請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「進達不要」の押印が確認できるところ、日本年金機構 C 事務センターは、当該印は健康保険のみの適用である場合に押される旨回答している上、A 事業所は、請求期間当時 B 組合に加入していた旨回答していることから、請求者は、請求期間当時、社会保険事務所(当時)に対しては、厚生年金保険に係る届出は無く、健康保険のみの届出がなされていたことが確認できる。

また、前述の資料から請求者は請求期間において、B 組合の組合員になるものと考えられ、厚生年金保険法第 12 条の規定により、厚生年金保険被保険者の適用除外となる。

一方、請求期間において、請求者は、B 組合員の資格を有していたものと考えられる。

しかしながら、B 組合は、請求者の組合員記録を確認できない旨回答している上、A 事業所において厚生年金保険の「進達不要」とされた複数の者についても、同組合が提出した同事業所の「喪失組合員照会」に組合員記録が見当たらない者が散見されることから、請求期間当時、同事業所は、全ての職員について、健康保険と併せて組合に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A 事業所は、請求者の主張どおり B 組合員に係る届出を行ったと思うが当該届出に係る資料及び賃金台帳等の掛金の控除が確認できる資料は見当たらない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係るB組合員資格の届出及び請求期間における同組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めることはできない。また、請求者がB組合員として請求期間に係るB組合掛金をD事業所により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600140 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600049 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 25 年 1 月 20 日から昭和 26 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 24 年 12 月に、勤務していた B 社の株主から同人が経営する個人事業所を株式会社とするための登記手続の依頼を受け、昭和 25 年 1 月 20 日に A 社を発足させた。それと同時に B 社から A 社に移籍し、正社員の事務責任者として同社に勤務していたにも関わらず、厚生年金保険被保険者記録は昭和 26 年 6 月 1 日資格取得となっている。実際に勤務したのは昭和 25 年 1 月 20 日から昭和 26 年 10 月 29 日までの 21 か月なので、事実に基づき厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

適用事業所名簿により、A 社は、請求期間において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

一方、請求期間における請求者の勤務実態については、A 社の閉鎖登記簿謄本により確認できる同社の成立時期は請求者の記憶とおおむね一致するが、同登記簿謄本により確認できる元代表取締役及び元取締役は、所在が不明のため、勤務実態の確認ができない。

また、請求期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、請求者が同社に事務職として勤務していたことは記憶しているが勤務期間は不明であると陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

なお、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の資格取得年月日は昭和 26 年 6 月 1 日と記録されており、不自然な訂正等の形跡はなく、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。